

かわまた

No.151

平成26年11月1日発行
福島県川俣町議会

議会だより

待ちわびた
子どもの
屋内運動場



25年度一般会計決算を
不認定 (9月定例会)

2

決算審査特別委員会報告	4
町の課題を問う (一般質問)	10
第6回臨時会	18
委員会の活動報告	19
町民の声	20

決算を不認定!

9月定例会は9月4日から22日までの19日間の会期で開催され、補正予算や人事案件、平成25年度各会計の決算等について提案があり、審議されました。

特に平成25年度各会計決算については、昨年に引き続き決算審査特別委員会を設置し、集中して審査を行い特別委員会として報告書を取りまとめました。

その中で、一般会計決算については、5ページ「委員会報告まとめ」の内容により不認定にすべきと委員会報告があり、本会議において不認定となりました。その他の議案については原案のとおり可決されました。

なお、一般質問は8人が登壇し、町政全般について当局の考えを質しました。

決算の質疑

●一般会計

質問

同じ事業を同じ制度で実施する場合、平等に取り扱われるべきと考えるが、年度によって異なるか。(高橋道弘議員)

答

原則は同じでありませんが、年度によって予算規模、緊急性が違いますので、一概に全てが同じとは言えません。(伊藤副町長)

●国民健康保険特別会計

質問

平成25年度末の国民健康保険税の滞納繰越額はいくらか。(高橋道弘議員)

答

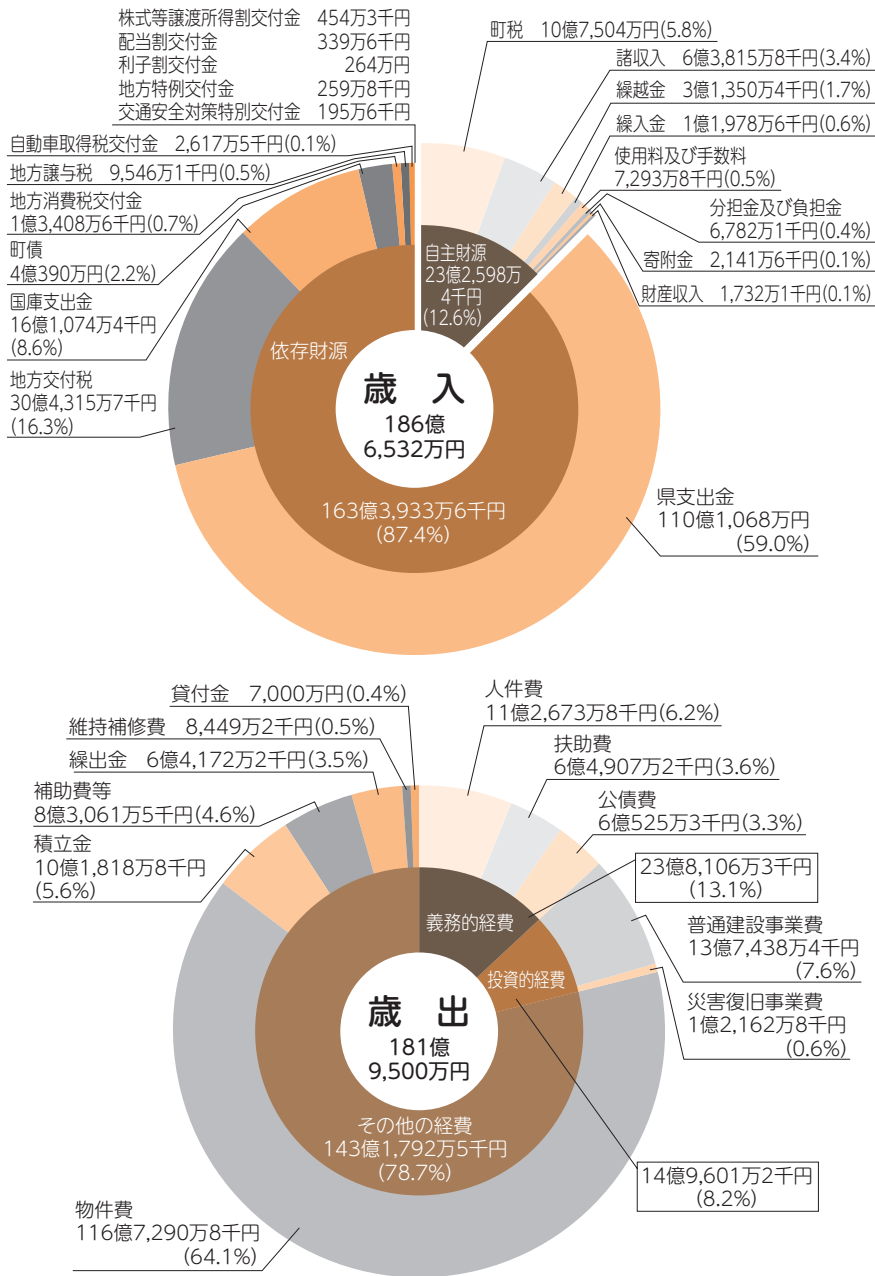
77,991,894円です。(町民税務課長)

質問

成果の概要に国民健康保険税を差し押さえて成果が上がったと記載してあるがそれは正しいのか基本的な考えを示してください。(遠藤宗弘議員)

答

国民健康保険税は加入者により賄われております。完納している方もおりますのでやむを得ないと考えております。(町民税務課長)



平成25年度 一般会計

決算の討論

●一般会計

賛成

主な事業89事業のうち新規事業27事業は、無事に遂行されており町民の付託に当たっていると思います。また、実質収支は黒字でありますので、私は平成25年度一般会計決算を認定すべきと考えております。

(斎藤博美議員)

採択

採決の結果、起立少数で不認定となりました。

賛成した議員

斎藤 博美 菅野意美子
菅野 正彦 高野善兵衛
以上4人

反対した議員

村上 源吉 高橋 道弘
高橋 真一郎 嶋原 利光
高橋 道也 菅野 清一
新関 善三 佐藤喜三郎
石河 清 遠藤 宗弘
以上10人

欠席した議員
五十嵐謙吉

監査委員報告

斎藤庸夫代表監査委員より、決算審査を行った結果、平成25年度の各会計決算については適正に処理されており、財政の健全性は確保されているとの報告がありました。

なお、財政援助団体(商工会)の監査において、一部不明瞭な会計処理が見受けられたとの報告があった。

人事案件

●固定資産評価審査委員会委員

次の方の選任について同意しました。なお任期は平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間です。

・高橋 充男氏(再任)
飯坂字町裏
・櫻井恵美子氏(新任)
字中丁

●教育委員会委員

次の方の再任について同意しました。なお任期

特別会計等の決算額

名 称	歳 入	歳 出	収 支
国民健康保険特別会計 (事業勘定)	18億194万4千円	17億1,773万2千円	8,421万2千円
国民健康保険特別会計 (診療施設勘定)	1万円	1万円	0円
介護保険特別会計	16億6,947万1千円	16億6,446万6千円	500万5千円
後期高齢者医療特別会計	1億6,062万9千円	1億6,060万6千円	2万3千円
簡易水道事業特別会計	1,102万1千円	983万9千円	118万2千円
奨学資金特別会計	2,853万8千円	2,853万8千円	0円
工業団地造成事業特別会計	1,429万5千円	1,394万3千円	35万2千円
小島財産区特別会計	334万円	11万1千円	322万9千円
飯坂財産区特別会計	877万円	42万3千円	834万7千円
大綱木財産区特別会計	27万4千円	14万4千円	13万円
小綱木財産区特別会計	125万3千円	8万4千円	116万9千円
山木屋財産区特別会計	14万9千円	9万5千円	5万4千円
	事業収益	事業費用	経常利益
水道事業会計	2億6,908万9千円	2億1,509万1千円	5,399万8千円

は平成26年11月1日から平成30年10月31日までの4年間です。

・佐藤 捷善氏
鶴沢字細越

●人権擁護委員候補者の推薦

次の方の推薦について同意しました。なお任期は法務大臣が委嘱した日から3年間です。

・鈴木フミ子氏(再任)
字新中町
・菅野浩市郎氏(新任)
羽田字残茂内

平成25年度 川俣町各会計決算審査 特別委員会審査報告

名 称

平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会

目 的

全議員が、住民に対し決算について説明責任を果たすために、所属常任委員会の枠にとらわれず、広範に理解を深め、町政の課題に対応した決算の検証と政策提言を実現すべく設置した。

構 成

14名

(議長及び議会選出監査委員を除く全議員)

●委員長 遠藤 宗弘
●副委員長 菅野 正彦

審 査 結 果

平成25年度川俣町各会計決算13件につき、9月11日から19日までの9日間の日程で、各課単位で審査を行ったが、さまざまな課題等が委員から指摘されたほか、成果の概要について誤りがあった

審 査 日 程

日数	月日(曜)	時 間	審 査 課 等
1	9月11日(休)	10:00～16:01	企画財政課
2	9月12日(金)	10:00～14:56	原子力災害対策課、総務課、会計室、議会事務局
3	9月13日(土)		休会
4	9月14日(日)		休会
5	9月15日(月)		休会(敬老の日)
6	9月16日(火)	10:00～14:53	産業課、町民税務課
7	9月17日(水)	10:00～15:11	保健福祉課、建設水道課
8	9月18日(木)	10:00～15:20	こども教育課、生涯学習課
9	9月19日(金)	10:00～13:52	総括、討論、採決

り、提出していながら内容を把握していなかったり、質問に対しその意味を理解できず余計な答弁

や不明瞭な答弁があった。各課ごとの主な審査概要は次のとおりである。

決算審査特別委員会の様子



総 務 課

ふくしま自治研修センターにおける職員研修を毎年実施し、接遇研修等、川俣町の職員に特に必要な研修を積極的に取り組んでいるが、業務に正しく反映されていない。また、データ分析講座の研修に参加しているが、統計書などの提出に反映されていない。

企画財政課

財産区特別会計のうち、財政的に運営困難と思われる財産区については再度協議検討されたい。未組織の自治会は、今後組織を立ち上げられるよう努力してほしい。

事務改善費で、行財政改革推進委員会を開催しているが、会議の内容と設置目的が異なるなど、委員会の目的に合った会議を望む。震災関連からの復興にむけて、数多くの事業が企画され予算が編成されているが、事業執行にあたって、明確な事業方針を示し、連絡調整を密にしながら事業執行に取り組むべきである。

川俣町スマートコミュニティ構想については、進捗状況などを議会に報告しながら進めるべきであった。補助金問題については、企画財政課としての総合企画調整機能が果たされていないかった。このような事業執行は改めるべきである。また財政計画については、庁舎

建設についてのみ存在するが、全体の財政計画がないので、早急に作成すべきである。

また、財政運営全般について、責任を果たしていないので担当として役割を正しく発揮すべきである。

原子力災害対策課

営農再開に係る意向調査につき、調査結果を詳しく分析し、今後の農地保全、営農再開に役立てるよう早く分析されたい。

農家等に配布しているチラシ、広報紙（山木屋）など配布されている内容がわからないので議会にも必ず配布されたい。

除染が終わった国道、県道、町道に係る、立木、竹などの伐採と、山林除染を早く進めるように、国、県に働きかけること。

町民税務課

決算は適正に処理されたい。

県は旧産廃処分場の土堰堤にあった不法投棄物

を移動し、敷地内に埋めた。それ自体が不法投棄ではないのか、県に確認すべきである。

保健福祉課

緊急通報システムが、25年度において見直された防災計画に反映されていない。災害弱者を助けるための計画であるのに対応されないのは、認識不足で、町として位置づけを考えるべきである。

甲状腺検査など、こども医療制度や各種検診の周知が十分になされていないと難しい。検査内容について、県に問い合わせながら、当局は、十分な反省のもと町民のための健康施策に取り組んでほしい。

25年度に作成した、「地域福祉計画策定のためのアンケート調査及び人口・世帯推計結果報告書」の分析をせず、授産所の入居者の把握もせず、地域福祉計画が作成できるとは思えない。早急に分析し、川俣町民のための地域福祉計画とされたい。

災害弔慰金については、まだ申請していない方への対応、周知に努力されたい。

健康診断の通知については、効率よく実施し、検診率の向上に努力すべきである。

産業課

商工会の補助金の問題は、前代未聞であり補助金交付規則など、法令に沿った補助をしていなかったことに、問題がある。

補助金交付申請書と、実績報告書の予算額がすべて違う事業があった。実績報告書が提出されたとき、誰も確認していないことが明らかになったこの申請書と実績報告書も専決しているが、課長専決ができる金額ではないので、財務規則（川俣町補助金等の交付に関する規則、川俣町商工業振興事業補助金交付要綱等）を遵守した事務処理をすべきである。

また、町のイメージキャラクター「小手姫様」については、産業課だけ

ではなく、庁議や議会と協議し作成すべきだった。今後は、各種イベントに活用し住民等に周知を図るべきである。

建設水道課

決算は適正に執行された。提出された予算書、成果の概要につき内容をよく把握して答弁に臨むべきである。

こども教育課

成果の概要の中で、差別的用語を使用しているの、今後は注意して記載すべきである。

奨学資金特別会計については、貸付制度の周知を図るべきである。

生涯学習課

社会体育施設使用料について、予算現額より収入済額が増えているが、補正することが可能であったにも関わらず補正がされていない。また、存目予算で、年度当初に収入が確定した段階

で、直ちに補正予算に計上すべきものがあった。

おじまふるさと交流館の運営について、今後検討されたい。

また、補助金を受け取っている団体が、補助金交付規則に照らし合わせても、他の団体に補助する間接補助は認められていない。

会計課

決算は適正に処理された。

議会事務局

決算は適正に処理された。

まとめ

平成25年度の各会計の決算においては、災害からの復旧復興関連事業に取り組んだが、予算化した事業が調整されないまま執行し、成果の上がらない事業で終わり、繰り越しが目立った。

また、県や国との連絡

調整は重要ではあるが、防災計画、地域福祉計画等、町独自の計画は各課と調整し、町民の意向に沿うような調整を図る必要がある。当局は、町民に寄り添った行政の信念を持ち、基礎的自治体としての責務を果たしてほしい。

さらに、補助金の執行においては、川俣町財務規則、各補助金交付要綱等の規定に違反した不適切な会計処理が行われていた。

報告書の作成のみならず、しっかりと分析の上、各決算の成果の概要においても間違えないよう整理して細部に記録にすべきである。

以上のとおり、事務の執行には根本的総合調整の課題が見受けられ、会計上の執行は財務規則を遵守されたい。

よって、平成25年度川俣町一般会計歳入歳出決算を不認定とし、水道事業会計及び各特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものとする。

9月定例会の概要

予算の補正

●一般会計

質問

商工費の時間外手当が計上されているが、これは商工会補助金不正請求に関するものですか。

(嶋原利光議員)

答

商工会補助金不正請求の調査に係るものになります。

(産業課長)

質問

全庁で1カ月最大でどのくらいの時間外勤務をしていますか。

(高橋道弘議員)

答

4月から8月まで1カ月最大112時間の職員がおります。

(総務課長)

質問

今回の時間外手当については、民法第709条、第710条に基づ

補正予算の主な内容

● 社会保障・税番号制度システム改修事業費	630万円
● 土壌中放射性物質濃度測定業務委託料	465万5千円
● 除染支援業務委託料	8,449万5千円
● 農業水利施設保全再生事業委託料	9,607万8千円
● 検査機器校正等委託料	2,246万4千円
● 道路維持費	4,256万7千円
● 河川維持費	1,206万9千円
● 時間外手当	208万2千円

質問

繰越金21,21

●国民健康保険特別会計

答

商工会補助金不正請求の調査は商工業の業務の一つと考えております。

(古川町長)

答

国保基金4100万円ほどあり、保険給付費が医療の高度化により伸びることが予想されるため補正しました。

(保健福祉課長)

いて、商工会に請求すべきではないか。

(菅野清一議員)

2千円のうち13,791千円を保険給付費に補正しているが本来は国保基金に積むべきではないか。

(高橋道弘議員)

質問

国保の保健給費は補正したのに介護保険は補正しなくても大丈夫なのか。

(高橋道弘議員)

答

介護保険は特に不足額はありませんで、補正はいたしません。

(保健福祉課長)



議員定数等調査特別委員会 10月2日開催

「議員定数等調査特別委員会」を設置

目的

近年、地方自治体を取り巻く状況は、地方主権、行財政改革、少子高齢化、人口減少などにより大きく変化している。また、原子力災害からの復興、生活圏の広域化、住民ニーズの多様化などにより、住民の要求も多岐にわたっている。

このような状況のもと、議会の役割もますます重要になっており、地方主権時代に対応した新たな議会の在り方と、平成22年12月の議会改革等に関する調査特別委員会報告を検証しながら、検討する必要がある。

議会は住民を代表し、住民の意思を十分に反映させるとともに、行政執行の監視機能を果たすため、本町にとって最も効率的、効果的な議会運営や議員定数の在り方を調査研究する。

構成

議長を除く全議員15名 委員長 遠藤 宗弘 副委員長 菅野 正彦

調査期間

平成26年12月定例議会まで

● 9月定例会請願審査結果 ●

受理番号	付託委員会	件 名	請願者住所及び氏名	紹介議員氏 名	審査結果
3	厚生 常任委員会	旧富岡興業産廃最終処分場を県管理とするよう福島県に要請することを川俣町に求める請願書	福島市八島町11-30 尾形 和男	菅野 清一	趣旨採択
7	産業建設 常任委員会	一級町道杉坂大木田線の改良延伸等に関する請願書	川俣町大字東福沢字反畑50 高橋 幸大 外25名	嶋原 利光 高橋 道弘	採択
8	産業建設 常任委員会	生活道路の町道認定に関する請願書	川俣町大字羽田字瓜蕪良内73 佐藤 英一 外3名	高野善兵衛 高橋 道弘	採択
9	産業建設 常任委員会	飯坂字大木戸地内法定外道路の町道認定と改良に関する請願書	川俣町飯坂字上風早1 大木戸行政区長 佐藤 源一 外26名	高橋真一郎 高橋 道弘	採択
10	産業建設 常任委員会	川俣町が中心商店街の街路灯を各街路灯会から譲受していただきたい請願書	川俣町字瓦町1 瓦町街路灯会長 氏家五十八 外5名	五十嵐謙吉 嶋原 利光 新関 善三 菅野意美子 村上 源吉	採択

● 9月定例会陳情審査結果 ●

受理番号	付託委員会	件 名	陳情者住所及び氏名	審査結果
7	総務文教 常任委員会	集団的自衛権の行使容認に反対することを国に求める陳情書	福島市五月町2-5 一番丁ビル 憲法改悪反対福島県共同センター 代表者 山口 文彦	採択
8	厚生 常任委員会	胃がんリスク（ABC）検診導入を求める陳情書	俣町字新中町21-1 川俣町医師会 会長 鈴木 秀	採択
9	厚生 常任委員会	「手話言語法（仮称）制定を求める意見書」の提出を求める陳情書	福島市渡利字七宮111 県総合社会福祉センター内 一般社団法人福島県聴覚障害者協会 会長 吉田 正勝	採択
10	産業建設 常任委員会	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	大阪府東大阪市六万寺町3-12-33 軽度外傷性脳損傷仲間の会 代表 藤本 久美子	採択
11	総務文教 常任委員会	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書	福島市上浜町10-38 福島県教職員組合 中央執行委員長 角田 政志 福島県教職員組合福島支部 支部長 佐藤 毅	採択

議員提案

9月定例会における議員提案は4件で、それぞれ関係機関に意見書を送付しました。

集団的自衛権の行使を容認しないよう求める意見書

政府は「安保法制懇」の報告書をうけて、6月3日、閣議決定をめざして政府与党に対して、自衛隊を戦闘地域に派遣できるとする提案を行ったうえ、7月1日に閣議決定した。

これは、これまでの政府による憲法解釈を大きく転換するものである。

集団的自衛権についての政府の見解は、「わが国が攻撃を受けていないにも関わらず、わが国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、実力をもって阻止する権利」としてきた。

歴代の政権の憲法解釈は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないということであった。

政府がこの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認することになれば、自衛隊を海外の戦闘地域に派遣することも可能になる。

また、「武力行使を目的にした戦争には参加しない」と国会で言明しているものの、「武力を行使しない」とは言明していないことも、憲法の枠をはみでている。

ひとたび戦闘地域に派遣すれば、外国からの攻撃の対象になり、多数の戦争犠牲者がでることは、過去のイラク戦争やアフ

ガン戦争で集団的自衛権を行使して参戦したヨーロッパ各国を見ても明らかである。

わが国では戦後69年間、日本国憲法によって戦争犠牲者をだすことはなかった。しかし、集団的自衛権の行使が容認されれば、日本が外国の戦争に参加することにより、国民が大変な惨害を被ることになる。

集団的自衛権の行使は、憲法と地方自治法にもとづき住民の安全を守る立場にある自治体として看過できるものではない。

よって、政府は、集団的自衛権の行使を容認しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

衆議院議長 伊吹 文明 様

参議院議長 山崎 正昭 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

福島県伊達郡川俣町議会

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書

東日本大震災及び原発事故以降、被災地の教育現場は、以前とは違った様々な教育課題を抱えている。

当町山木屋地区の被災地の小中学校では、他の学校の空き教室を利用して教育活動が行われている。このように被災地の学校の多くでは、教育設備および教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われている。

現在も多くの子どもたちが県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいる。未だふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多くいる。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでいる。スクールバスで遠距離通学を余儀なくされたり、保護者の送迎がなければ通学できない子どもも多くいる。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成23年度の国の第一次補正予算で創設され、第3次補正予算で平成24年度から平成26年度までの3ヶ年分の経費が措置されている。この特例交付金により、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助が行われてきた。高校生に対しては、奨学金の給付として行われてきた。

福島県だけではなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われている。この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援は極めて重要であり、平成27年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財政措置が行われ、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出する。

1. 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うこと。

平成26年9月22日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 高市 早苗 様

文部科学大臣 下村 博文 様

復興大臣 竹下 亘 様

福島県伊達郡川俣町議会

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由

することが必要であると考え。

よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

衆議院議長 伊吹 文明 様

参議院議長 山崎 正昭 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

文部科学大臣 下村 博文 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

福島県伊達郡川俣町議会

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、残画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 高市 早苗 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
文部科学大臣 下村 博文 様

福島県伊達郡川俣町議会

9 月 定 例 会 審 議 結 果（平成26年9月4日～22日）

議 案	件 名	審 議 結 果
第79号	平成25年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について	不認定
第80号	平成25年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第81号	平成25年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第82号	平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第83号	平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第84号	平成25年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第85号	平成25年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第86号	平成25年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第87号	平成25年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第88号	平成25年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第89号	平成25年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第90号	平成25年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第91号	平成25年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認定（全会一致）
第92号	平成26年度川俣町一般会計補正予算（第4号）	可決（全会一致）
第93号	平成26年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決（全会一致）
第94号	平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決（全会一致）
第95号	平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決（全会一致）
第96号	平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決（全会一致）
第97号	平成26年度川俣町水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決（全会一致）
第98号	川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意（全会一致）
第99号	教育委員会委員の任命について	同意（全会一致）
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	同意（全会一致）